

令和4年度（2022年度）函館市地域包括支援センター運営方針

地域包括ケアシステムは、住民の尊厳ある自立した生活を実現することを理念として、その地域の特性を活かし、さまざまな資源を有機的に組み合わせ構築されるもので、地域包括支援センターは、その中核的な機関となる。

この運営方針は、函館市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、地域包括支援センター運営業務において、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和4年度に取り組むべき重点事項および留意事項について示したものである。

1. 基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

2. 事業内容および目標数値

(1) 函館市福祉拠点運営業務実施要綱、函館市介護予防ケアマネジメント実施要綱、函館市生活支援体制整備事業実施要綱、函館市認知症初期集中支援推進事業実施要綱および函館市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱に基づき以下の業務を効果的かつ効率的に展開すること。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア)介護予防ケアマネジメント

②包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

(ア)総合相談支援業務

(イ)権利擁護業務

(ウ)介護予防ケアマネジメント（居宅要支援被保険者に係るものを除く）

(エ)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(オ)地域ケア会議推進事業

イ 生活支援体制整備事業

(ア)第2層生活支援コーディネーター業務

ウ 認知症総合支援事業

(ア)認知症初期集中支援推進事業

(イ)認知症地域支援・ケア向上推進事業

③任意事業

ア 住宅改修支援事業

(2) 以下の事業については目標数値を設定する。

圏域	高齢者人口 推計 (R4.9 末)	包括的支援事業			
		実態把握	ケアプラン 指導研修 (合同・圏域)	地域ケア会議	
				個別ケース	地域課題
西部	7,321 人	674 件	3 回	5 回	2 回
中央部第 1	8,472 人	779 件	3 回	6 回	3 回
中央部第 2	9,113 人	838 件	3 回	6 回	3 回
東中央部第 1	11,036 人	1,015 件	3 回	7 回	4 回
東中央部第 2	9,702 人	893 件	3 回	6 回	3 回
北東部第 1	7,539 人	694 件	3 回	5 回	3 回
北東部第 2	10,842 人	997 件	3 回	7 回	4 回
北東部第 3	11,350 人	1,044 件	3 回	8 回	4 回
北部	9,459 人	870 件	3 回	6 回	3 回
東部	4,975 人	458 件	3 回	3 回	2 回
合計	89,809 人	8,262 件	30 回	59 回	31 回

(※ 1) 実態把握は平成 30 年度～令和 2 年度の高齢者人口に対する実態把握率の平均値 9.2% を、令和 4 年度の高齢者人口推計に乗じた。(小数点第 1 位四捨五入)

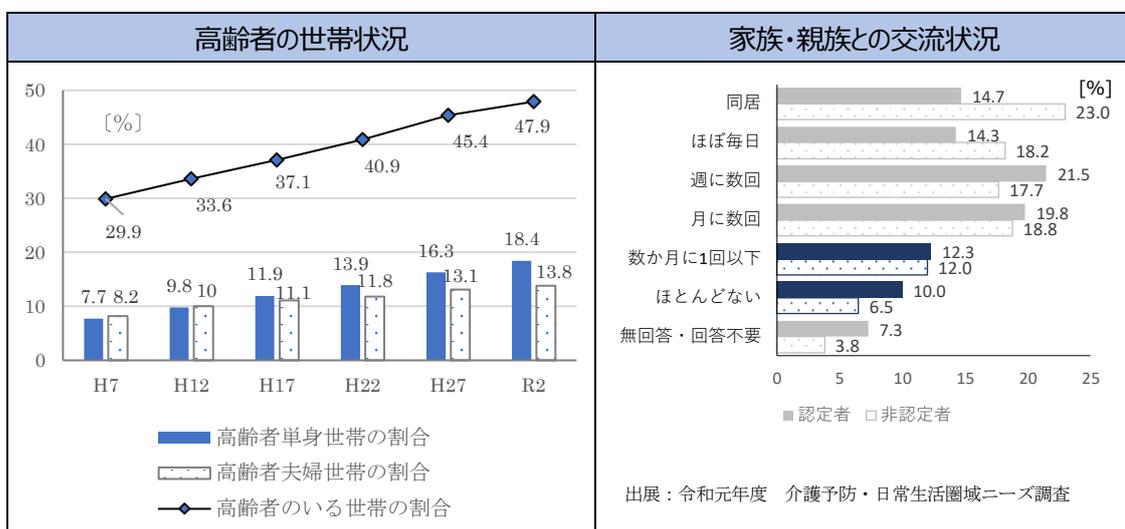
(※ 2) 地域ケア会議は高齢者人口 3,000 人に対し、個別ケースの検討を 2 回、地域課題の検討を 1 回実施する。(小数点第 1 位四捨五入)

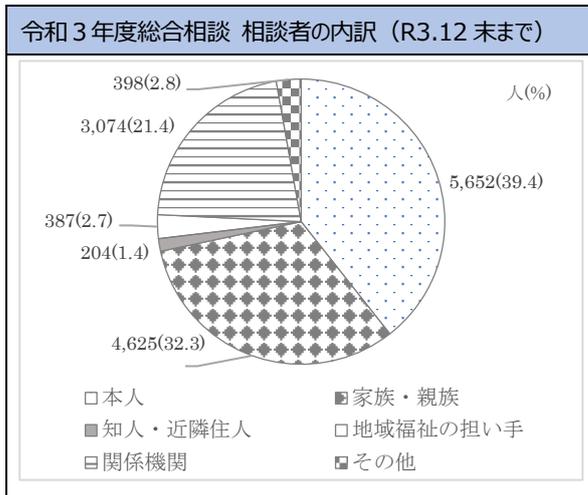
3. 函館市の現状

(1) 高齢者のみ世帯の増加

本市では、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向であり、今後、支援が必要な高齢者が増加する可能性がある。

また、高齢者の 2 割は、家族・親族との交流頻度が数か月に 1 回以下となっているが、総合相談の相談者は、本人に次いで家族・親族が多く、高齢者のみ世帯では、自ら支援が求められなかったり、家族が異変に気付かないことで、早期の相談につながらないケースもある。

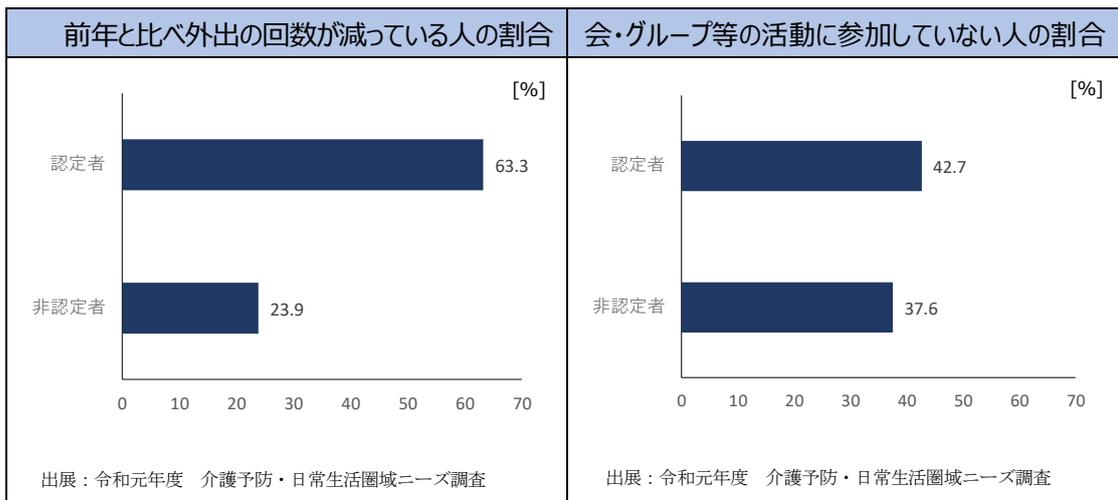




(2) 地域における互助力の低下

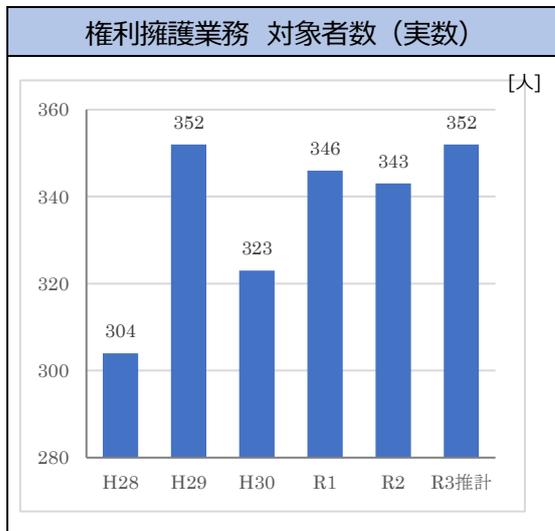
令和元年度の調査より、外出機会が減少したり、会・グループ（町会活動、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多いなど、地域との関わりが減少し、孤立する可能性が高い高齢者が一定程度存在していたが、最近においてもコロナ禍の影響で外出の機会等が減少している高齢者が増加していると思われる。

また、地域課題を検討する地域ケア会議で抽出された地域課題は、「地域の互助力の低下」が最も多く、地域での見守りや支援が受けられにくい現状がある。



(3) 問題が複雑化したケースの増加

センターが権利擁護業務で対応する対象者数が高止まりしていることから、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合って複雑化しているケースが増加しており、早期に適切な支援が受けられていないケースが一定程度存在していると考えられる。



4. 函館市における地域包括ケアシステムの構築方針（重要課題）

見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、地域の互助力の低下があることから、高齢者等が必要な時に必要な支援が受けられるよう、以下を重要課題とする。

『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う』

5. 重点取組事項（令和4年度）

○センターが、令和4年度に重点的に取組む事項は、令和3年度と同様に次の（1）～（4）とする。

- （1）高齢者と関わりがある関係機関への地域包括支援センターの周知の強化
- （2）地域の支援者や地域密着型サービス事業所との早期対応のための連携強化
- （3）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発
- （4）住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

（1）高齢者と関わりがある関係機関への地域包括支援センターの周知の強化

【現状・課題】

令和元年度（2019年度）から「地域包括支援センターの周知」を重点取組事項とし、センターと市が協働して、広く地域住民への周知を強化してきている。

その取組の効果として、地域の支援者（民生児童委員や町会役員等）のなかでは、「何かあったら包括へ」ということが広く認知され、地域の気になる高齢者についてセンターに相談していただき、連携した支援を行いやすくなっている。

一方、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加等により、地域には見守りや支援が必要な高齢者が増え、実際にセンターが権利擁護業務で対応するケース数も高止まりで推移している。問題を抱えた高齢者を早期に把握し、支援を行うことで、住み慣れた地域での生活の継続が可能になると考えられるが、自ら支援を求められない高齢者が一定程度いることから、そういった高齢者を早期に把握する仕組みづくりがより重要となる。

令和3年度は、地域住民以外（介護事業所や医療機関、民間企業など）からの相談数が増加することを目標に、広報紙やリーフレットを用いた普及啓発に力を入れて取組んだ結果、相談数が増加し、センターとしても、コンビニやドラッグストア等からの相談が増えている実感がある。

地域ケア会議における地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性の共有については、コロナ禍により会議の参集者を制限せざるをえない状況のため、広く共有することはできなかったが、少人数で実施することにより深く参加者と共有することができている。

今後においても、引き続き様々な場を活用し、高齢者との関わりが多いと考えられる医療機関や行政機関、民間企業等に対し、センターの役割や早期相談・早期対応の重要性等についての周知を強化し、支援が必要な人を把握した際に、センターに相談することができる人を増やす必要がある。

また、令和4年度から、地域包括支援センターは「福祉拠点」として、すべての世代を対象とした相談窓口へと機能を拡充することから、自立相談支援業務担当職員と連携し、複合的な課題を抱える世帯等への支援機関としての周知を強化する必要がある。

【活動目標】

- ・高齢者と関わりがある関係機関に対するセンターについての周知を強化することで、地域住民以外からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）が増加し、センターが早期に介入できる高齢者が増加する。

【活動内容】

- ・関係機関に広報紙を配布することで、センターの認知度を高める。
- ・関係機関を対象とした講師派遣および認知症サポーター養成講座の場を活用し、センターの役割および早期相談・早期対応の重要性についての周知を行う。
- ・函館市医療・介護連携支援センターと懇談等を行い、連携して医療機関（主にクリニック）からセンターに相談が入る仕組みづくりに向けた検討を行う。
- ・地域課題を検討する地域ケア会議に関係機関を参集し、地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性について共有する。

（２）地域の支援者や地域密着型サービス事業所との早期対応のための連携強化

【現状・課題】

住み慣れた地域での生活の継続のためには、問題を抱えた高齢者等に早期に支援を行うことが重要である。

本市では、地域ケア会議等を通して、高齢者等の異変に気づく可能性が高い立場にある地域の支援者と専門機関の連携強化に取り組んでおり、実際、地域の支援者からの相談や地域住民への相談の促しがかつげとなり、センターの介入が可能になるケースは年々増加している。

一方、地域の支援者からは、「異変には気づいていたけど、相談してよいか分からなかった。」など、相談のタイミング等について迷いを感じているとの話も聞かれるほか、センターに相談があった際に、問題が複雑化しているケースも一定程度ある。

そのため、単に相談を待つだけでなく、個別ケースの支援時や懇談の場等で、気になる高齢者等がいらないか、

センターから積極的に声掛けを行い、地域の支援者が高齢者等の異変に気付いたときに、タイムリーに相談できるよう働きかけを行うことで、支援が必要な高齢者等をより早期に把握できる体制づくりを強化する必要がある。

令和3年度においては、地域ケア会議や懇談会等、地域の支援者とセンター職員が面談する際には、気になる高齢者等がいまいか必ず声掛けを行っている。また、コロナ禍により出前講座や運営推進会議への参加は減少傾向にある。少ないながらも出前講座の場では事例を報告し早期相談のメリットや相談のタイミングを共有することを意識して行うことができているが、運営推進会議の場では意識して行うことができていないセンターもある。

地域密着型サービス事業所の職員は、地域住民と比較し、高齢者等に関する知識を多く有していると考えられるほか、センターが定期的に地域密着型運営推進会議に出席しており、センターに関する認知度も高いことから、その職員に対し、業務としてだけでなく、地域の一員として高齢者等を見守り、支援が必要な高齢者等を把握した際に、センターにつないでもらうよう周知することで、さらに見守り体制を強化できると考えられるため、今後においても、地域密着型サービス事業所との早期対応のための連携強化は、意識して継続していく必要がある。

【活動目標】

- ・地域の支援者や地域密着型サービス事業所の職員に対し、早期相談・早期対応の重要性についての周知を行うほか、様々な機会を活用し積極的な声掛けを行うことで、高齢者等の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、問題が複雑化する前にセンターが介入することができる。

【活動内容】

- ・個別事例の支援時や懇談会等、地域の支援者とセンター職員が面談する際には、気になる高齢者等がいまいか声掛けを行う。
- ・地域の支援者を対象とした出前講座や地域密着型運営推進会議の場を活用し、センターが対応した事例を報告し、早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議に地域の支援者や地域密着型サービス事業所の職員を参集し、個別事例を通して、早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。

（3）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発

【現状・課題】

認知症の人の理解者・協力者を増やすために、地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発の取組が求められている。

平成30年度（2018年度）以降は、認知症地域支援推進員の活動として、「認知症カフェ」の開催や開催への協力に取り組んできたが、令和2年度（2020年度）については、コロナ禍の影響で、出前講座や認知症カフェの開催が困難な状況となり、十分な普及啓発が行えなかった。

令和3年度（2021年度）も引き続き、コロナ禍の影響で、出前講座や認知症カフェの開催が困難な状況ではあったが、広報紙やリーフレットの配布等を強化し、認知症に関する普及啓発を行っている。

令和2年度に改版し、関係機関に配布した認知症ガイドブックについても、令和3年度には更に配布機関を拡大することで、広く関係機関に対し認知症の正しい理解を促すことができている。また、個別支援時においても、常に認知症ガイドブックを持参し、必要時には配布、説明を行うことができるように工夫をしている。

地域ケア会議の場においては、全てのセンターで認知症の方の見守り体制の構築の検討を行うことができている。

今後においても、継続して地域住民に対し、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を行っていくことは、認知症地域支援推進員の活動として積極的に取組むべきことである。なお、周囲の方

が早期に異変に気づくことで、早期の支援につなげられることから、一般的な認知症の症状だけでなく、初期症状についての周知を重点的に行う必要がある。

【活動目標】

- ・認知症の人の理解者・協力者が増えるよう、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を強化する。

【活動内容】

- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座や認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開催により、認知症（とくに初期症状）および地域の見守りについての周知を行う。
- ・総合相談や介護予防ケアマネジメントにおける個別支援時および地域住民に対する普及啓発の実施時に、知ってあしん認知症ガイドブック（函館市認知症ケアパス）を積極的に活用する。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議および地域課題を検討する地域ケア会議において、認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討する。

（４）住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

【現状・課題】

平成29年度（2017年度）から、「住民主体の活動の場の拡充による地域づくり」を重点取組事項とし、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（令和元年度で終了）の健康づくり教室の自主化等を通し、住民主体の活動の場の拡充を進めてきている。

その結果、自主活動グループの数が増加する等の効果はあったが、活動に参加する高齢者を増やすための取組が不十分で、既存の活動の場では、運営を担うリーダーの不足や参加者の減少による活動の縮小等の問題も生じてきている。

令和3年度（2021年度）の活動は、地域住民に対して広報紙やリーフレットを活用し、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性について、意識的に啓発することができている。

自主活動グループへの後方支援については、コロナ禍の影響で、活動を休止しているグループはあるが、活動実施時には後方支援として参加し、社会参加や助け合い活動の実践についての意識づけを行うことができている。

しかし生活支援コーディネーターとして、社会参加に意欲がある高齢者を既存の活動の場へつなげる支援については、実施できていないセンターもある。

今後も、既存の活動を維持し、参加者のなかで助け合い活動を生み出すためには、高齢者の社会参加の促進のための意識醸成を広く実施するほか、すでに活動に参加している方に対しても、住民主体の助け合い活動についての意識醸成を行うことで、活動に参加する高齢者等を増やすことが必要である。

また、令和3年度に、函館市地域包括支援センター連絡協議会および市が、心身の状態が低下したり生活に不安を抱えているが、自ら介護予防の取組を行うことで状態の維持・改善が見込まれる方に対し、セルフマネジメントを推進するための支援を効果的に行うことを目的に、「いきいき生活手帳」を作成したことから、総合相談支援業務において、積極的に「いきいき生活手帳」を活用した支援を行うなど、個別支援の中でも、意識醸成に取り組む必要がある。

【活動目標】

- ・高齢者に社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成を行うことで、活動に参加する高齢者数

が増加する。

【活動内容】

- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布，出前講座の開催により，社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知を行う。
- ・センターおよび市で，利用者のセルフマネジメントを推進するための仕組みづくりについての検討を行う。
- ・総合相談支援業務において，「いきいき生活手帳」を活用し，セルフマネジメントを推進するための支援を行う。
- ・自主活動グループへの後方支援を通して，参加者に対し，社会参加や助け合い活動の実践についての意識づけを行う。
- ・第2層協議体（地域課題を検討する地域ケア会議）において，社会参加や住民主体の助け合い活動の促進について検討する。
- ・生活支援コーディネーターとして，社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援を行う。
- ・第1層協議体および第1層生活支援コーディネーターと連携し，社会参加や住民主体の助け合い活動の促進のための仕組みづくりの検討を行う。

6. 留意事項

（1）職員の資質向上

- ・センターは，地域包括ケア推進課と協働して策定した研修計画に基づき，職員の資質向上を行う。

（2）他の関連事業との連携

- ・センターは，認知症初期集中支援チーム，第1層生活支援コーディネーター，函館市医療・介護連携支援センター等の関連事業との連携を積極的に図る。

（3）地域包括支援センター間および市との情報共有

- ・函館市地域包括支援センター連絡協議会が主催する管理者会議および職能部会等において，センター間および市との情報共有を行う。
- ・センターの管理責任者は全センターの管理責任者および地域包括ケア推進課と，定期的に情報共有するとともに業務に関する協議を行う。

（4）地域包括支援センターの活動計画と評価

- ・センターは，本運営方針および当該年度の前年度の評価に基づき，所定の様式により，活動計画書を作成する。
- ・なお，活動計画を立案する際には，量的データや地区活動からの質的データから地域特性を把握するなど地域診断を行う。
- ・地域包括ケア推進課は，センターの作成した活動計画書の内容について，センターの管理者等へのヒアリングを行い，各圏域の重点取組事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後，センターは活動計画の実施状況について評価を行う。
- ・地域包括ケア推進課は，センターが作成した評価に基づきセンターの管理者等へのヒアリングを行い，目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに，評価内容については函館市地域包括支援センター運営協議会に報告し，協議を行う。

（5）公正・中立性の確保

- ・受託法人は，公益的な機関として，公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。

- 受託法人が指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合，特定の事業者に偏ることがないようにしなければならない。
- 介護予防支援業務および介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を上限とし，これを超える場合は指導の対象とする。同一法人のサービス事業者の利用割合は，事業評価により確認する。